

令和6年度第1回公聴会及び  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和6年6月18日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和6年6月18日(火) 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和6年6月6日(木)
- 5 通知した項目
  - 1 山口県瀬戸内海海区漁場計画の変更について
  - 2 くるまえび及びがざみの採捕の禁止について
- 6 出席者  
(委員：12名)  
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本  
信正、大谷 誠、田中 友之、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次  
(県及び事務局)  
水産振興課  

生産振興班	主幹	木嶋 久登	
	主査	吉田 剛	
	主任	國森 拓也	
漁業調整取締班	主査	吉中 強	
	主査	枝廣 直樹	
下関水産振興局 水産課水産班	主査	金近 哲彦	
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	土井 健一	
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全	
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	向井 秀	
	書記	中元 佑香	
	書記	大谷 拓也	

7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:00 終了)

## 令和6年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

### 【委員会】

- 1 開催日時 令和6年6月18日（火） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和6年6月6日（木）

### 5 通知した議題

#### (1) 議題

- 第1号議案 山口県瀬戸内海海区漁場計画の変更について（諮問）
- 第2号議案 くるまえび及びがざみの採捕の禁止について（委員会指示更新）
- 第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第4号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

#### (2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ、さば類）
- イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について
- ウ 第47回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について
- エ 令和6年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について
- オ 「資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について

### 6 出席者

（委員：12名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次

（県及び事務局）

水産振興課

生産振興班

主幹

木嶋 久登

主査

吉田 剛

主任

國森 拓也

	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		主査	枝廣 直樹
下関水産振興局	水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	土井 健一
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香
		書記	大谷 拓也

## 7 傍聴人 出席者なし

## 8 付議事項及び審議結果

### (1) 議案

第1号議案 山口県瀬戸内海海区漁場計画の変更について（諮問）

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 くるまえび及びがざみの採捕の禁止について（委員会指示更新）

#### 【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

### (2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ、さば類）

水産振興課からくろまぐろ、まあじ、さば類の知事管理漁獲可能量の変更の報告を受けた。

イ 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について事務局から報告を受けた。

ウ 第47回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について水産振興課から報告を受けた。

エ 令和6年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について

河内山委員と姫島の間で協議された姫島周辺の底びき網とたこつぼ操業調整の結果について事務局から報告を受けた。

オ 「資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について  
水産振興課から報告を受けた。

## 9 審議の概要

向井事務局長 ただいまから令和6年度 第1回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 本日は、令和6年度第1回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

昨年度は漁業権の一斉切り替えについて、この委員会でも度々協議していただき、全ての漁業権が無事に免許されたところです。

そうした中ですが、新たに区画漁業権の取得を希望する地区が出てきましたので、本日も議題に上がっています。少しでも浜に活気が出るよう、委員会としても力を尽くす必要があると考えていますので、委員の皆様方にも、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の委員会は、議題が5件、報告事項が5件となっています。

委員の皆様のご慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。続いて、今年4月の人事異動により新たに着任しました事務局職員及び行政職員を紹介させていただきます。(大谷書記、生産振興班 國森主任、柳井農水 土井主査を紹介)

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長をお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、由良委員と山田委員をお願いします。

それでは第1号議案「山口県瀬戸内海海区漁場計画の変更について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい。事務局の中元です。お手元の資料の1ページをお開きください。

令和6年5月28日付で、山口県知事から当海区漁業調整委員会会長宛てに諮問がされています。説明は水産振興課からお願いいたします。

吉中主査 水産振興課の吉中と申します。座って説明させていただきます。お手元の資料の2ページの方をお開きください。

区画漁業権の途中免許についてということで、今年の9月にですね、区画漁業権の切り替えは行ったところなんですけど、切り替え後に、現在試験養殖を行っているものについてですね、新たに免許要望があったことから、当該要望に基づいて、団体漁業権としてですね、区画漁業権を免許するために、漁場計画をですね、追加する形で変更をするものになります。

実際どういったところにですね、漁場計画を立てていくのかということで、2の(1)に表がありますが、山口県漁協のですね、秋穂支店さんの方から、3区画ほど貝類養殖業っていうのを免許して欲しいということがありましたので、この3区画について漁場計画を立てていくという形になります。

4ページの方にですね、漁場計画の変更案ということで示しておりますが、この現漁場計画の方にですね、今回の新たなこの3区画をですね、追加をするという形で漁場計画の方を変更するものとなっております。

実際、5ページの方からですね、区第249号ということで、漁業の種類につきましては第1種区画漁業で、漁業の名称につきましては貝類養殖業、漁業の時期につきましては1月1日から12月31日までと。

漁場の区域につきましては、下の方に図を付けてますけど、区第249号ということで、四角でですね、囲った場所がありますけど、そこで漁場計画を立てるという形になっております。

続いて6ページの方をお開きください。

次が区第250号ということで、これも、漁業の種類は第1種区画漁業で、漁業の名称は貝類養殖業で、漁業の時期は1月1日から12月31日までで、漁場の区域につきましては、下の方の図のですね、区第250号と書いてある、これもまた四角で囲ったような形になってますけど、この場所に漁場計画を立てるという形になります。

最後3つ目がですね、区第251号ということで、7ページの方になります。

漁業種類については、第1種区画漁業、漁業の名称は貝類養殖業で、

漁業の時期は1月1日から12月31日までで、漁場の区域につきましては、竹島の近くですけど、下の図の方にあります四角で囲ったような図がありますが、この場所に漁場計画を立てていくという形にしております。

この3区画についてはですね、この漁場計画については、地元調整が図られた上です、要望の方がされておまして、利害関係人等へのパブコメについても特に意見の方はありませんでした。

あと、海保等とのですね、公益上の支障の有無に関する協議においても特段支障がない旨回答を得ておるところであります。

すいません、また2ページの方へお戻りください。

今回の漁場計画を立てたこの3区画についてはですね、2の(2)というところで免許予定日ということで書いておりますけど、令和6年10月1日を免許予定日としております。

免許の存続期間につきましては、免許予定日の令和6年10月1日からですね、現在、区画漁業権を免許しております免許の満了日の令和10年8月31日までを免許の存続期間という形としております。

免許の申請期間につきましては、令和6年8月1日からですね、令和6年9月6日までとしております。

なお、本日、この漁調委でこの漁場計画の変更につきまして了解がいただけましたら、6月下旬にですね、漁場計画の変更について、公示の方をすることとしております。

つきましては、漁場計画の変更について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ございませんでしょうか。ご意見がなければ、知事からの諮問に対して特に異議がない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、異議なしと認めます。第1号議案については、特に異議はないと回答します。

それでは、第2号議案「くるまえび及びがざみの採捕の禁止について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

水産振興課の枝廣です。すいません、書記の立場で着座にて説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。

まず、概要ですけれども、くるまえび、がざみの中間育成放流事業を実施しています宇部小野田山陽地域栽培漁業推進協議会の方からの要望に基づきまして、放流場所周辺でのくるまえび及びがざみの採捕を禁止する委員会指示を当委員会から発出しております。

この委員会指示の有効期間が今月末をもって満了するということですけれども、当協議会の方から規制の継続を求める要望書が提出されておりまして、引き続き遊漁者等も含めた採捕規制によって放流効果を促進する必要があるということで、現行と概ね同じ内容での委員会指示を更新しようというものです。

区域の表現方法は若干変更となっております。こちらは後ほど説明いたします。

2番の経緯、参考ですけれども、昭和59年度の放流効果実証事業の導入に伴いまして、宇部、小野田、山陽地先にくるまえび、がざみの保護区域6カ所が設定されておりまして、当地区からの要望に基づき、昭和60年に委員会指示を初めて発出したということになります。

それ以降ですね、(2)に書いてありますような変更を重ねながら委員会指示を更新してきております。

今年の5月ですけれども、協議会の方から委員会指示更新の要望書が提出されたということでございます。6か所のうち、(4)の区域の基点としておりました会社がございますけれども、そちらが吸収合併によって存在しなくなったということがございましたので、区域の表現方法を変更する必要があるということでございます。

資料の9ページ、10ページ、11ページには協議会からの要望書を添付しております。

内容としては、引き続き委員会指示を発出してくださいという内容です。10ページの方にはですね、くるまえび、がざみの放流実績等ということで、令和5年度にくるまえび、がざみの放流実績があると。また今年度についても放流の計画があるということでございます。また、抱卵がざみの再放流についても令和5年度の実績がございまして、今年度についても再放流を計画しているという内容になっております。

11ページの方はですね、くるまえび及びがざみの委員会指示にかかる監視体制ということですのですけれども、規制している6カ所について、いずれもですね、漁業者の方が適宜監視を行って、必要に応じて遊漁者等に注意を促している。またですね、採捕禁止の看板も設置しておりまして、周知並びに注意喚起を行っているということでございます。

続いて、資料12ページをお開きください。



こちらの12ページの方に委員会指示の案を載せてございます。

1番、指示の内容ですけれども、くるまえび及びびがざみは採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。

2番の適用区域としましては、宇部、小野田、山陽地先の6か所について規定をしております。

3番、指示の有効期間については、令和6年7月1日から令和9年6月30日までということで、3年間、これまで同様、3年間での委員会指示という内容でございます。資料の14ページからですね、今ご説明しました6か所の参考図を載せております。東岐波、床波、常盤、厚東川、厚狭川、埴生の6か所でございます。

続いて、資料20ページをお開き願います。

従前の委員会指示との新旧対照表ということでございます。

先ほどご説明しました通り、(4)の区域については、吸収合併で存在しなくなった会社がございますので、そちらについて基点の表現を変更したということで、区域としては同じ区域となっております。

説明は以上です。委員会指示の更新についてご審議をお願いします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ございませんでしょうか。ご意見がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

それでは第3号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。お手元の資料の22ページをお開きください。

令和6年6月11日付で、山口県知事から当海区会長宛てに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いいたします。

國森主任 水産振興課生産振興班の國森です。よろしく申し上げます。資料23ページをご覧ください。

山口県資源管理方針の一部改正についてということで説明いたします。

国の方からこの特定水産資源、まあじとかさば類等ですけども、  
に対して、これ位獲っていいよという量が国の方から示されます。

その漁獲枠であるTACは、国の方から各県であるとか、大臣管理  
区分の大中型まき網とかに配分がされるものと、国の留保等に分けら  
れています。

その中で県の方に配分されたこのTACをどのように運用していく  
かといった取り扱いを決めておるのがこの県資源管理方針という位置  
付けになっております。

それで、今回はさば類に関して資源管理方針を一部改正したいとい  
うことをごさいます。次のページをご覧ください。

特定水産資源（別紙 1—6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ  
海系群）ということで、主な漁獲は日本海側になってくるんですけど  
も、瀬戸内海側のごまさばについても一括して管理することになって  
おります。それで、現在のさば類の漁獲可能量というのは、漁獲可能  
量のうち8割を中型まき網漁業、漁獲量は非常に多いですね、8割を  
中型まき網に配分して、残りをその他の漁業に配分するといった形に  
なっております。

これまで、この資源管理方針別紙 1—6 の第3の部分でこの8割を  
中型まき網に配分するという風に決めております。

更にその第2項におきまして、この規定に関わらず、数量の融通の  
結果、数量変更が生じる場合には、漁調委に意見を聞いて柔軟に運用  
ができるような形にしておりました。

しておったんですが、この第2項のところで、国からの配分とい  
うのが途中、漁期の途中でですね、足りなくなりそうとか、あるいは  
資源の状態がいいということでTACが増える場合があります。

この場合に余ってる他の県からそのTACの量をもたらってくる場合  
と国の留保枠から放出するという、主にその2つのTACのパターン  
があるんですけども、この第2項においては、この数量の融通の結果  
ということで、他の県からもらってくる場合しか記載がされていな  
かったということで、国の留保からいただく場合の取り扱いがちょっ  
と不明確になっていたということで、今回の改正で、この国の留保枠  
からの配分についてもこれまでと同じような扱いで行っていきますと  
いうことを明記したものが、下の四角に囲んだ新しい方の文章になり  
ます。細かい部分が色々変わっておりますけれども、国の留保からの  
取り扱いを追加したといったのが主な内容になっております。

説明は以上です。

んか。

-----質問等なし。-----

森友会長           ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長           異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

                  それでは第4号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記           事務局の中元です。お手元の資料の25ページをお開きください。

                  令和6年6月12日付で、山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。説明は水産振興課からお願いいたします。

國森主任           はい、引き続き、國森の方から説明いたします。資料26ページをご覧ください。

                  特定水産資源さば類の漁獲可能量とその配分についてということです。

                  まず1つ目、毎年国からのTACの配分というものがあまして、今年の量については山口県全体で2,400トンというものが配分されたという報告になります。

                  ちなみに過去3年間で申しますと、令和3年1,500トン、令和4年1,100トン、令和5年1,700トンが当初の配分量となっておりますので、近年のさば資源が良くなってきているのと、山口県の漁獲シェアが上がって来ているということから、近年では一番多い2,400トンという数字が配分されております。

                  このうち8割を中型まき網に配分しまして1,920トン、残りがその他の漁業で、現行水準といった形にさせていただいております。

                  次に2番の方です。追加の配分、融通等により漁獲可能量が増加する場合の取り扱いについてということで付帯決議をいただきたいと思っております。

                  これはですね、近年、まず、先ほど説明しましたように、山口県に配分されたサバ類の漁獲可能量のうち8割を中型まき網に配分することにしています。

                  しかしながら、本県さば類漁業、近年、この漁獲管理年度末、漁獲管

理期間が7月から始まって6月の末という管理になっておりますけれども、この管理年度末の5月、6月ぐらいになってきて、中型まき網にさばがたくさん入ってこの漁獲枠が逼迫するといった状況が続いております。

場合によっては、まき網漁業に対して操業停止等の支障が生じる恐れがあるということで、それを防ぐためにですね、中型まき網の漁獲枠が逼迫している状況、漁獲可能量の消化割合が8割を超えてるような逼迫した状況になった場合において特別に追加があった場合には、中型まき網に10割を配分するといった取り扱いにさせていただきたいということです。

ただし、その他の漁業の方も逼迫しているという状況であれば、中型まき網を特別扱いせず従前どおり8割を配分するといった取り扱いにしたいと思います。

(2)の方ですけれども、県の漁獲可能量が増加する場合、その変更については、その都度、海区漁業調整委員会に諮問する必要があるという決まりになっておるんですけれども、そうすると、皆さんにお集まりいただいたりとか、書類等の手続きに時間がかかってしまって、その間に漁獲可能量を突破してしまうといった恐れもありますので、つきましては、先ほど説明した方法において、変更手続きを速やかに行って、海区漁業調整委員会には事後報告とさせていただきたい。

これまでも付帯決議でこの事後報告の取り扱いはさせていただいておりますけれども、これまで通り事後報告でさせていただきたいといった内容でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

それでは第5号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。お手元の資料の28ページをお開きください。  
令和6年6月10日付で、山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

水産振興課 はい、水産振興課の枝廣です。新規の漁業の許可をする時にはですね、漁業法の規定によりまして制限措置を定めまして、申請すべき期間等を公示しなければならないという風に定められております。

枝廣主査

本日は、県内許可漁業に関わるものが9件、県外許可漁業に係るものが1件についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。こちらは制限措置の表でございますけれども、1番と2番の底びき1種と2種につきましては、岩国市漁協の柱島支店の方から要望が上がっている案件でございます。

要望隻数としましては1隻、船舶のトン数は5トン未満、推進機関の馬力数に斜線が引かれておりますけれども、国の告示によって15馬力以下、48キロワット以下に制限されております。

操業区域はまた後ほど説明いたします。漁業時期につきましては、1種の方が1月1日から9月30日まで、2種の方が1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格としましては、いずれも瀬戸内海側に根拠地を有する者のうち2種餌びき網の許可を有しない者ということでございます。

続きまして、3番と4番につきましては、岩国市漁協の方から要望がある案件でございます。

かにかごにつきましては、2隻要望が上がっておりまして、トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は飛ばして、漁業時期につきましては、6月1日から11月30日まで、漁業を営む者の資格としては、柱島、通津、由宇町を除く岩国市に根拠地を有するものとしております。

4番のきす流刺し網は5隻、総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は山口県内海でございますけれども、許可の条件で別途制限がございます。

操業時期としては4月1日から11月30日まで、漁業を営む者の資格は、柳井市の大島町、岩国市、橘町安下庄及び大島町を除く周防大島町及び和木町に根拠地を有する者ということでございます。

次のページをご覧ください。5番から8番にかけては、こちら柳井支店の方から要望が上がってきております。

こちらはですね、この4つともですね、これまで許可を持ってらした方がいらっしゃいまして、その許可を別の方へ承継するということで話がついていたのですけれども、その許可を持ってらっしゃった方が亡くなってしまったということで、相続もうまくできなかったということで、その廃業見合いでの許可ということでございます。

5番のあなごかごですけれども、船舶の総トン数は5トン未満、馬力数は定めなしで、操業区域は山口県内海、ただし共第137号以外の共同漁業権設定区域を除く、漁業時期は周年、漁業を営む者の資格は平郡と大島を除く柳井市に根拠地を有する者とします。

6番の雑魚かごですけれども、総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は周年、漁業を営む者の資格は平郡及び大島を除く柳井市に根拠地を有する者とします。

7番のごち網ですけれども、こちらは総トン数5トン未満、馬力数定めなし、操業区域は山口県内海としてありますけれども、許可の条件で別途制限がございます。漁業の時期は周年、営む者の資格は山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者としています。

8番のぼら囲い刺し網ですけれども、総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は共第137号区域内の柳井市、玖珂郡、岩国市由宇町地先です。

漁業時期は周年、営む者の資格は柳井市、和木町、岩国市由宇町に根拠地を有する者とします。

次のページの9番ですけれども、こちらのぼら囲刺し網は宇部岬支店から要望が出ている案件です。

要望隻数は1隻、総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は4月1日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は宇部市の藤曲等を除いた地域に根拠を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得たものとします。

最後に10番の底びき2種のえびこぎ網ということですが、こちらは福岡県の方から要望が上がっている案件でございます。

福岡県に対するこちらの許可はですね、6月1日で一斉更新を終えておりますけれども、追加で許可が欲しいという要望がございました。福岡と山口の協定でですね、全てに対して許可をするというような協定を結んでおりますので、今回、委員会にお諮りしているものでございます。

船舶の隻数等は、今聞いているのは1隻なんですけれども、上限なしということに定めたいと思います。

相当数は5トン未満、馬力数は、国の告示の方でですね、15馬力、48キロワット以下に定められております。

漁業時期は6月1日から翌年2月末まで、漁業を営む者の資格は、福岡県において底びき2種の許可を有するものであって、両県の入漁協定に基づいて入漁するものとします。

続いて、32ページをご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間ということで、1から10番全てですね、明日、6月19日から1ヶ月間の申請期間としたいと考えております。3番の許可の有効期間につきましては、1から10全

てですね、許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日としたいと考えております。

資料の37ページをご覧くださいませでしょうか。37ページ以降には、操業区域の参考図を添付しております。

資料の44ページ以降にはですね、許可の条件を参考として添付させていただきます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

田中委員 今、許可の話なんじゃけど、うちらでもさよりをやりよって許可証がたくさんありました。

それがもうやらんようになって、許可がうちも1つもなくなったんじゃけど。

で、調べてみると山口県でも1統になっていますが、それは新規に新しく許可取ることにはできますか。

枝廣主査 基本的にはですね。地元調整がいたら新規の許可というのは可能だと思うんですけども、何の許可ですか。

田中委員 さより船びきの許可です。

枝廣主査 山口農林水産事務所の許可になって来るとおられますので、そちらにご相談していただいたらと思います。

田中委員 何処の許可?  
ここじゃない。何処?

田中主査 また水産事務所からご相談に乗りたいと思います。さより船びき網の許可と思うんですけども、ちょっとまた周南統括と相談して対応して行きたいと思います。

森友会長 田中委員さんまた相談するということですが、それで良いですか。

田中委員 分かりました。

森友会長 他にございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長            なければ、知事からの諮問に対して、特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

森友会長            はい、異議なしと認めます。  
                         第5号議案については、特に異議はないと回答することとします。本日の議案は以上となります。  
                         続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課よりお願いします。

吉田主査            はい、それでは、報告事項アにつきまして、水産振興課生産振興班吉田から説明させていただきます。

                         先ほど、4号議案の中で、TAC魚種、所謂漁獲量で管理する魚種につきましては、国から配分を受けて、関係する県内の漁業種類ごとに資源管理方針に基づいて配分するという事を説明させていただきました。

                         そういった国から配分を受けたものについて関係漁業種類に配分するにあたってはですね、法律に基づいて海区漁業調整委員会の方に諮問しなければならないということとなっております。

                         ただですね、管理年度が進むにつれて漁獲量がだんだん積み上がってきて足りなくなってくることから、その他の県とかですね、国から追加配分をもらうにあたって、その都度法律に基づいて、海区漁業調整委員会の方にですね、諮っているのは、場合によってはですね、手続き中に漁獲量が積み上がってしまう。

                         そういったことからですね、毎年、管理年度前にですね、県に対する配分が増えた場合は事後報告させていただきたいという形で付帯決議を得ているところです。

                         くろまぐろ、まあじ、さば類、それぞれにつきましてもですね、72ページの、すいません、資料72ページでございますけども、下の方にありますとおり、各海区漁業調整委員会の中で事前に付帯決議を受けているところです。

                         今回の報告事項ではですね、前回から今回の委員会の間に、まあじ、さば類、くろまぐろに於きまして県の知事管理漁獲可能量が変更となりましたので、その内容について簡単に説明させていただきたいと思えます。

                         まず、まあじにつきましては、管理年度は、1月から12月末日までという形になってございますけども、前回のですね、当初配分は2,800トンでございますけども、5月の中旬にですね、500ト



ンの追加がございましたので、県全体としてプラス500トンの3,300トンという形に変更になってございます。

続きまして、さば類でございますけども、管理年度は7月1日から今月末日まで、令和5管理年度が進んでいるところでございますけども、前回の委員会が開催された令和6年2月14日以降に、5月7日付です、500トンの追加がありました。

今月です、かなりのさばの漁獲量が積み上がっているということから、更にです、大中小型まき網さんからプラス600トンという形で、今この資料にはございませんけども、追加で融通をお願いしているところでございますので、今管理年度末におきましては、最終的には3,100トンに更に600トン追加しまして、3,700トンの割り当てがあるという予定でございます。

続きまして、74ページをお開きください。

くろまぐろでございまして、くろまぐろにつきましては、この4月1日から3月末日までという形で管理年度が進んでいるところでございまして、例年です、管理年度で言いますと令和5管理年度で、全国です、漁獲枠に余りが生じている部分について、国の方がですね、一旦吸い上げて関係県に更に再配分するという、繰り越しに伴う追加配分というのを毎年この時期に行っているところでございます。

この管理年度につきましては、更にですね、不等量交換というものがございまして、それを加味した上で漁獲可能量の変更が生じているところでございます。

ちょっと不等量交換について簡単に説明させていただきますと、74ページの※印のところでございますけども、毎年です、くろまぐろの資源管理につきましては、日本だけではなくてですね、国際的な機関、WCPFC等のそういった関係機関、くろまぐろを漁獲する国際的な枠組みの中で資源管理をしているところでございまして、その中でですね、毎年くろまぐろの資源管理はこういう風にしようとしたことに基づいて、その決定事項により関係国が管理方針を定めて管理しているところでございます。

で、全体です、大きな資源管理の方針としましては、小さいものを獲り控えて大きいものを獲ると、そういう風な形で方針が決定されていると思います。

簡単に申し上げますと、小さい方の資源を守ればですね、くろまぐろがどんどん増えていくよということなので、大きくなったくろまぐろを獲りましょうという風な形でございます。

そういったことから、小型魚を大型魚に変更した場合は、小型魚100に対して大型魚140を振り換えますよ、そういったですね、取り決めがございまして、この度、水産庁の方から、この不等量交換

について関係都道府県についても要望があれば受け付けますよという話がありました。

そう言ったことからですね、漁獲主体である日本海側の関係者の方々にご相談したところ、74ページですね、下の図にあります通り、承認制、従来はですね、承認制、所謂釣り等につきましては大型魚の漁獲を認めていなかったんですけども、自分達の小型魚の枠を交換する分については認めていいよという形で協議妥結しましたので、その妥結に基づいて要望を聴取したところ、承認制からですね、小型魚4.7トン大型魚6.5トンに変更するというような要望がございましたので、こういった形でですね、不等量交換も加味してですね、水産庁から配分があったというところでございます。

ですので、くろまぐろにつきましては、小型魚については繰り越し、追加配分、上の表にございますけども、25.6トン追加配分がありまして、不等量交換として小型魚を大型魚に換えるということで、マイナス4.7トン大型魚に振り換えるという形で20.9トン、くろまぐろ大型魚につきましては、繰り越しに伴う追加配分13.5トンに加えまして、くろまぐろ小型魚を大型魚に換えるという形で4.7トンを1.4倍した数値である6.5トンを追加して配分をされたというところでございます。

報告事項につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

森友会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長           よろしいでしょうか。それでは、報告事項2の令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について、事務局より報告をお願いします。

中元書記           はい、事務局の中元です。座って説明させていただきます。

お手元の資料の75ページをお開きください。

令和6年度の全漁調連の総会の結果について報告させていただきます。

令和6年5月17日に開催され、出席者は全漁調連の委員及び事務局で、山口県からは日本海海区の濱本会長及び事務局書記2名が出席いたしました。

3の結果としましては、第1号議案については、令和5年度事業報告及び収支決算書等の承認で、こちらは異議なく承認されました。

第2号議案は、令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認で、

こちらにも異議なく承認されました。

第3号議案は、中央要望活動の協議事項についてで、以下の7つの項目について協議され、こちらにも異議なく承認され、関係省庁に対し要望活動を予定しております。

第4号議案については、次期総会の開催地についてで、令和7年度は山口県で開催することが決定いたしました。

開催日程等の予定としては、記載してある通り、令和7年5月12日、13日の2日間で、山口グランドホテルで開催されます。

2日目の5月13日に県内視察を予定しております。

4のその他表彰行事では、海区漁業調整委員会の委員表彰及び事務局職員ほう賞で委員及び事務局職員が表彰されました。

報告は以上でございます。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長

続いて、報告事項ウ「第47回 瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について」水産振興課よりお願いします。

吉田主査

引き続きまして、水産振興課生産振興班の吉田から説明させていただきます。昨年度のですね、3月16日に瀬戸内海広域漁業調整委員会がございまして、本県からですね、梅田副会長が委員として選出されておりますので、私と共にですね、ウェブという形で出席させていただきました。

議事の内容としましては、例年通りの広域漁業調整委員会指示の更新という形で、議事の1番目として太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、2点目として、さわら（瀬戸内海系群）に関する委員会指示についてという形で、委員会指示の更新について審議されたところです。

まず1点目がですね、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示でございますけども、例年この委員会で説明させていただきます通り、内容としましては、遊漁者のですね、小型くろまぐろの採捕を一切禁止するよというのと、大型魚であれば、決められた範囲、月毎に、中程に表がございまして、全国で決められた数量以内であれば1日あたり1人1尾採捕していいよと、そういった内容の形でございます。

今回更新する内容につきましては、例年と比べまして若干変更点がございまして、簡単に報告させていただきます。

まず、大型を採捕した場合は、報告期限がですね、5日と定められていたものを3日という形で、2点目としまして、年間通じてですね、

40トンという形で大型魚の採捕枠が決められているところですけども、それをですね、月ごとに細分化して、この月はこれだけ獲っているよという形で決められている内容をですね、その内訳を変更するという様な内容がございました。

続きまして、4でございますけども、違反者の対応についてより厳しく厳格化するという事で、従来は、違反者を見つけたらですね、まず指導文章を発出するというプロセスを踏んでいたところを、そのプロセスを無くして直ちに裏付け命令と言いますか、法令に基づく処分を下すという形にするという事でございました。

こちらについては、特に異議なく更新されたという事でございます。

続きまして、さわらの瀬戸内海系群にかかる委員会指示でございますけれども、こちらにつきましては、かねてからあります通り、灘毎の休漁期間と流し網の目合いの規制という形で、瀬戸内海一円でさわら資源を守るための取り組みを行うという趣旨でございますけども、内容については変更ございませんでしたので、こちらについても原案通り委員会指示が発出されるという事でございます。

続いて、3番目としてですね、広域魚種の資源管理という事で、後ほど報告事項の方でも説明させていただきますけども、現在ですね、国の方がTAC魚種、所謂漁獲量で管理する魚種を増やしていこうというような取り組みを進めているところでございまして、その対象魚種となっているとらふぐの資源状況について説明があったところで。その他は、資源管理に関する予算等の説明がありました。

報告事項としては以上です。よろしくお願ひいたします。

森友会長                   ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長                   それでは無いようですので、続いて、報告事項エ「令和6年度漁期における山口県小型機船底びき網と大分県姫島たこつぼとの操業調整について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記                   はい。水産振興課の枝廣です。書記の立場で説明させていただきます。77ページをご覧ください。

こちらはですね、平成22年に周防灘の3県共通海域において本県の底びきと姫島のたこつぼとの漁場競合が発生しまして、それ以降、毎年、河内山委員が主体となって姫島と操業調整を実施しているものでございます。

今年度もですね、この4月から5月にかけて河内山委員が、姫島とですね、操業調整を実施されております。

結果としましては、従前から姫島と交わしております申し合わせですね、そちらを昨年度と同じ内容で妥結をしております。

妥結した申し合わせは次の78ページに載せております。今回、その妥結に至るまでにですね、主な交渉ということでございまして、その四角で囲ったところですけども、姫島側から次の2つの要望が出されております。

まず1点目が、姫島からの距岸1万2千メートルから1万メートルへの切り替え時期ということで、底びきとたこつぼのですね、漁場の住み分けを時期的にやっておるんですけども、それを姫島のたこつぼ側が有利になるようにちょっと期間をずらしてほしいという要望が1点。2つ目としましては、姫島たこつぼの操業区域西側の部分を拡大して欲しいというもの、拡大の要望区域は、78ページの図面の方に載せてございます。

その2つの要望に対しまして、本県側、河内山委員の方からは、昨年度にですね、姫島のたこつぼがこの申し合わせを遵守していない中で、いずれの要望も認められない。

今漁期も遵守しない状況となれば、姫島のたこつぼはずっと1万メートルに制限して欲しいという意見も出ているというようなことで、要望を拒否されております。

最終的に申し合わせの内容は昨年通りで双方が合意しております。

その他としまして、本県底びきの制限区域であっても姫島のたこつぼが操業していない場合は操業できるということを確認したところ、姫島がこれを了承しております。

また、最も本県の西側に設置するたこつぼの緯度経度の情報提供を求めまして、姫島側が了承されております。

今後についてですけども、この申し合わせの遵守状況を見極めまして、また必要に応じてですね、秋に開催を見込んでおります姫島との漁業者交流会で意見交換をしてみたいと思います。

報告は以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長

よろしいでしょうか。続いて、報告事項オ「資源管理の推進に向けたロードマップに基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について」事務局より報告をお願いします。

吉田主査

はい。水産振興課生産振興班の吉田から引き続き説明させていただきます。資料の80ページをお開きください。

先ほど来からですね、TAC関連につきまして色々議案の中であったり、報告事項の中であったり、触れてる部分がございますけど、今ですね、水産庁に於きましては、漁業法を改正してですね、資源管理の枠組みを大きく変えて、今、別ですね、A3のですね、資料、ロードマップというものをお配りしていますけども、仕組みを大きく変えてですね、令和12年度までには444万トン为目标に漁獲量を回復させると、そういった大きな目標に向かってですね、色々取り組みを行っているところでございます。

そのですね、目標を達成するための大きな目標の一つの中にですね、所謂漁獲量を管理することによって資源を安定させる魚種、所謂TAC魚種を増やして行くよと、そういった取り組みがございます。

このロードマップのですね、その中程に、MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進と、そういった囲いがあると思うんですけども、その1番上の矢印の中にですね、令和7年度までに漁獲量ベースの8割をTAC管理開始というような目標を掲げております。

お手元の資料の82ページをお開きいただきたいんですけども、そういった中でどんな魚種を今増やしているかということ、現在ですね、先ほどありましたさばとかくろまぐろ、まあじなんかはですね、既に漁獲量で管理する魚種、所謂TAC魚種として指定されているところですけども、これらで既に全国の漁獲量の6割をTAC魚種にしているところになってございます。

加えて、2割、所謂目標を8割と国が設定しておりますが、2割増やすためにどういった魚種を今後TACの候補として検討しているかというのが右側の破線で囲っている魚種でございまして、かたくちいわし、ぶり、さわら、とらふぐ等が予定されているところでございます。

これを令和7年度末までにTAC魚種に指定するという事で、今、国の方からですね、色々議論をしようという形で投げかけがあるところございまして、現在どういった状況かというのをですね、ご報告事項のオの中で説明させていただきたいというところでございます。

端的に言いますと、最終ページの86ページでございますけども、86ページをお開きいただきたいんですが、水産資源という形ですらっと魚種と系群名を書いているところでございますけども、これはですね、TAC候補魚種のうち本県に関わる魚種を抜粋して表としてまとめたものでございます。

左の方に星印が付いてますけども、こちらにつきましては、TAC管理が開始された、若しくはTAC管理について協議が整ったと言い

ますか、水産庁が一方的に押し通したという印象を受けるところもありますけども、TAC管理が開始される予定であるというものでございます。

上から説明させていただきますと、かたくちいわしの日本海側につきましては、既にですね、この委員会でも説明させていただきました通り、この1月からTAC管理が開始されております。

瀬戸内海系群につきましては、先月末、TAC管理に向けて議論があったところですけども、本県からもですね、かなり色々問題提起をしたところがございますけども、そちらについても、とりあえずTAC管理を開始してから議論しようという形で押し切られて、来年1月からTAC管理が開始される予定でございます。

ぶりについても、令和7年の4月から、うるめいわしにつきましては、先ほどのかたくちいわしの日本海側の対馬暖流系群と同時期に、この6年の1月から開始となっております。

まだいの日本海西部、東シナ海系群につきましても、来年1月からTAC管理という形になってございます。

資料のですね、すいません、行ったり来たりで申し訳ないんですけども、84ページ、85ページ、一枚戻っていただきたいと思えます。

TAC管理開始とか予定とかとなつてございますけども、実際それぞれ、かたくちいわし、ぶりなんかは4月から、まだいの日本海側については1月からになってますけども、どういったことが始まるのかっていうところがございますけども、TAC管理するに当たってはですね、水産庁としてもですね、TAC管理を開始すると言ってもすぐにはですね、本格的なスタートはせずに、まずは助走期間、予行練習の期間を設けてですね、進めたいと、そういった制度設計、仕組みにしているところです。

具体的に言いますと、TAC管理のステップアップという形ですね、ステップ1、ステップ2という形で、この時期にですね、予行練習をして課題を洗い出して、本格的なステップ3に入るという形を取るという風に関係者に説明しているところがございます。

ステップ1、ステップ2は具体的に何をするのかと言いますと、先ほど申し上げた課題、予行練習中にですね、課題を抽出するというのが主な目的なんですけども、併せてですね、漁業全体のですね、実態を把握するために、まずは月毎の漁獲量報告を義務化するということと、TAC管理の予行練習ですので、既存のTAC魚種、先ほどの4号議案にもありました通り、国から具体的な数量を示して、その中でまずは管理していただくと。

ただ、それをオーバーしてもですね、法律に基づく採捕停止命令等は行わず、予行練習ですので、法律的な強い規制はかけないという形

で示しているところがございます。

いずれにしても、このステップ1、2でですね、3年間程度をこういった試行期間を設けて課題を洗い出して、本格的にはですね、ステップ3に行くに当たっては、再度関係者にお諮りするという形になってございます。県としてもですね、このステップ1、ステップ2、既に決まってしまった、まだい、ぶり等につきましてはですね、しっかり水産庁にTAC管理に向けた課題等を意見して行きたいと考えているところがございますので、引き続きご指導のほどよろしく願いいたします。

報告事項は以上です。

森友会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

梅田副会長       はい、いいですか。

2点ありますけど、瀬戸内海のかたくちいわしとなっていますけど、資源状況の診断って、この前も、何時か言ったと思うけど、かたくちいわしは獲るより魚に食べられる量の方が多んじゃないかと思えます。

その辺の資源の状況は、診断するときになんか調査、調査できるかどうかは分らんけど、なんかそういうことを踏まえて資源状況を診断している訳ですか？

多分、魚が発生した時に自然死するやつと、魚に食べられるやつ、餌として、そっちの方が多と思う。獲っている量より。

その辺の判断を国がどうしてるかというのが知りたいのと、それと、瀬戸内海はもう3回もステークホルダー会議しているけど、一応うちの船びき業者は大体、合意している訳ですか？

吉田主査           ご質問ありがとうございます。まず、梅田副会長がおっしゃる通りですね、先ほど説明させていただきました通り、かたくちいわしにつきましてはかなりTAC移行にあたっては課題が多いという風に認識しております。

ご承知の通り、TACというのは、いわゆる漁獲量をコントロールすることによって、資源の減る量をコントロールし、それで持続的な資源の利用という形につなげていくやり方と理解していますが、いわゆる自然死亡、環境の変動を受けたり、漁獲量管理という要素以外の環境変動とか、他の魚に食べられたりとか、そういった影響を大きく受ける魚種ですので、そもそもTACに馴染まないんじゃないかという意見をですね、かねてから県の方からさせていただいています。

国の方はですね、一応、自然死亡、魚が減る要因としましては、人間が漁獲することによる減少と併せて自然死亡と言いまして、他の魚



に食べられたり、環境変動によって減るという自然死亡の影響によって減っていくという風に予想しておりまして、一応 計算上はですね、自然死亡係数というのを当てはめて、そういうのも考慮してますよと言っているところなんですけども、実際に管理する中で、どの程度の予測でその資源を評価できるのかというのは、やってみないとわからない部分があると思いますので、その辺については慎重に考えて、その現場にですね、負担がかからないような制度設計にして欲しいという形で、5月の末に開かれたステークホルダー会合においても、県からですね、意見をさせていただいたところなんですけど、先ほど申し上げました通り、それはステップアップの期間で解決したいということで、県から言わせてみれば、ちょっと押し切られたという形でTAC管理魚種に指定されたというところなんです。

2点目のご質問の船びき網漁業者の方が納得してるかという部分につきましては、ちょっと基本的にはTAC管理については否定的な意見が多いと認識しているところです。

以上です。

梅田副会長 例え、これ、仮に、山口県はこんなの反対やうとするやろ。そうしても、国がもう強引に、決めて来ちゃうということですね。

吉田主査 そうですね、関係府県、11府県ありますけども、山口県としては明確にその5月末の委員会の中で反対の意思を表明したわけですけども、他の府県に於きましては、もう言わば諦めてると、諦めムードといった印象も受けています。

会議が終わった後ですね、別に話した際にも賛成している訳ではありませんでした。

ステップ1に入って色々課題を提案して、それで漁業者の意見を通したいとか、そういったことで、作戦変更と言いますか、されてるところでございますので、主要な広島県とか香川県の関係行政、漁連の方はTAC管理に関しては賛成という印象は、私は受けていません。

森友会長 他、よろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局何かありますか。折角の機会ですので皆様何かありますか。

無いようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(14:09 終了)

上記のとおり令和6年度第1回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人